

平成 30 年度福岡市立島しょ診療所（福岡市立能古診療所）に対する 評価の実施について

1 評価の目的

指定管理者による施設の管理運営に関し、適正な管理を確保するため、適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な状況にあるかなどを確認する。

2 評価対象の指定管理者

一般社団法人 福岡市医師会

3 評価対象施設

対象施設：福岡市立島しょ診療所（福岡市立能古診療所）

住所：福岡市西区大字能古 725 番地の 2

4 評価の方法について

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）を評価対象期間として、指定管理者から提出された自己評価表，事業報告書に基づき，市の一次評価を行った。その後，評価委員会を開催し，前述の資料を基に，評価委員会における評価を行い，それをもとに最終的な市の評価を行った。市の評価は，別紙「平成 30 年度福岡市立能古診療所指定管理業務評価表」のとおり。